

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年8月3日（水）17:10～17:16
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|----|--------|-------------------------------|
| 座長 | 八田 達夫 | アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授 |
| 委員 | 阿曾沼 元博 | 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表 |
| 委員 | 原 英史 | 株式会社政策工房代表取締役社長 |
| 委員 | 本間 正義 | 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 |
| 委員 | 八代 尚宏 | 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授 |

<関係省庁>

- | | |
|-------|-----------------|
| 小柳 誠二 | 警察庁生活安全局保安課長 |
| 吉田 一哉 | 警察庁生活安全局保安課課長補佐 |

<事務局>

- | | |
|-------|-----------------|
| 佐々木 基 | 内閣府地方創生推進事務局長 |
| 藤原 豊 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 保育所設置に係る風営法の規制について
- 3 閉会

○藤原審議官 早速、始めさせていただきます。警察庁の関係でございます。風営法の許可に係る営業制限地域、法律などで何メートル以上というのも一応目安のような形でございますけれども、具体的に保育所の問題として、これは千葉県のある市から御提案があって、1回ワーキンググループでも議論いただいておりますけれども、御指摘をさせていただいたことに対する回答、通知案のようなものをお持ちいただいておりますので、その点を含めて御議論いただければと思います。

八田座長、よろしく申し上げます。

○八田座長 お忙しいところをお越しくございましてありがとうございます。

それでは、早速御説明をお願いいたします。

○小柳課長 警察庁の保安課長の小柳と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

前回のこの会合におきまして、風俗営業の保全対象施設について御説明をさせていただいたところでございます。その中で、営業制限地域でありますけれども、これにつきましては、都道府県が地域の実情に応じまして、条例で柔軟に定めることができることになっておまして、例えば、保全対象施設の周囲であっても一部を営業制限地域から除くこともできますし、あるいは元より保育所を保全対象施設としていない県もあるということ等を御説明したところでございます。

そうしましたところ、そうしたことについて紹介する文書例を作ることはできるかということで、今回その案を作ったものでございます。

お手元に案があろうかと存じますが、ポイントは第2パラグラフのところでございます。 「営業制限地域の指定に際しては、保全対象施設として定める施設を地域の実情に応じて条例等で規定しているほか、保全対象施設の周囲であっても一部の地域を除外する旨条例で規定している都道府県もあるところ、各都道府県警察においては、地域の実情に応じて、これこれこれ適切に対応されたい」ということを案として書かせていただいているものでございます。

甚だ簡単ではございますが、御説明は以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、今の案について委員の方の御質問、御意見を願ひいたします。

○原委員 なかなかこれだけでは分かりづらいと思うのですが、これは要するに、先日御説明のあったような、北海道であれば、その一部の地域については除外をしているとか、あと、岩手県であれば、保育状況をそもそも保全対象施設としていないとか、そういったいくつかの例を踏まえてこの文書を作られているということですね。

○小柳課長 そのとおりでございます。保全対象施設として定める施設を地域に応じて条例等で規定しているというのは、例えば、定めているところもあれば、岩手県のように定めていないところもあるということでもありますし、あと、周囲であっても一部抜いているというのは、御指摘の北海道のような、前回説明したようなものを想定しつつ、このような書き方にしたものでございます。

○原委員 むしろ、そういう具体的な説明をされないと、これだとまたさらに補足資料をくっつけないと分からないのではないかと思います。

○小柳課長 そうですね。我々としてちょっと懸念しておりますのは、元より都道府県の議会で作る条例でどのように作っていくかということがございますので、あまり具体的に書き過ぎて、例えば、一定の対応を求めるような形になってしまいますと、都道府県の地方自治に反するということになりかねないので、こういう形にとどめているところではございます。

○原委員 ただ、別にこうしてくださいという要請をするわけではなく、事例の紹介として北海道の条例の例とか、岩手県の条例の例とかを示される分には別に問題ないですね。

○小柳課長 そうですね。確かに、例えば、条例の例を例示として添付するということが可能であろうと思います。

ただ、その場合でも、あまりピンポイントで特定せずに、例えばこういうものもあるし、こういうものもあるという形でいくつか提示するというのがより良いのではないかと考えますけれども、ただ例を示すことは、元より可能ではございます。

○八田座長 その例示が随分役に立つのではないかと思います。今の御指摘は、この文書の中に組み入れるよりは、むしろ欄外に例示したほうがいいだろうという御趣旨だと思うのです。

○小柳課長 そうです。別添として、例えば、北海道とか岩手県、その他のものも含めて例示を添付して周知するということが可能ではございます。

○八田座長 その際に、こういうことはできないですか。

まず、例示は別添とすることにする。そうしても、本文では、「営業制限地域の指定に際しては」としか書いてないから、何のかよく分からない。例えば、保育所等のとか、保育所・学校等のとかいうのがどこか一言あると、これ全体の趣旨が随分分かりやすくなると思うのです。

○小柳課長 では、その部分は工夫して、あまり先ほど申し上げた懸念に引っかからないような形での書き方を考えたいと思います。

○八田座長 では、そういうことで、また案をお作りいただければと思います。

○小柳課長 承知いたしました。

○八田座長 どうもありがとうございました。これからよろしくお願いします。